

衆議院厚生労働委員会ニュース

【第198回国会】平成31年4月26日（金）、第13回の委員会が開かれました。

1 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第53号）

- ・根本厚生労働大臣、鈴木総務副大臣、小里農林水産副大臣、磯崎経済産業副大臣、大塚国土交通副大臣、城内環境副大臣、上野厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者） 繁本護君（自民）、大隈和英君（自民）、榊屋敬悟君（公明）、初鹿明博君（立憲）、堀越啓仁君（立憲）、尾辻かな子君（立憲）、池田真紀君（立憲）、吉田統彦君（立憲）、小宮山泰子君（国民）、山井和則君（国民）、高橋千鶴子君（共産）、串田誠一君（維新）、中島克仁君（社保）

（質疑者及び主な質疑事項）

繁本護君（自民）

（1）各府省の障害者採用計画関係

ア 本年未までの採用予定約4,000人に要する職場環境整備費の予算額

イ 法定雇用率未達成の場合の予算面での対応における府省間での調整機能の構築という考え方に対する財務省及び厚生労働省の見解

（2）重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金関係

ア 助成金の支給後のチェック及び効果の検証の有無

イ 過去に助成金を受給した事業主であって対象障害者が離職し補充がない場合に助成金を受給できないとされる「一定期間」の具体的な期間

（3）障害福祉サービス関係

ア 在宅就労時も重度訪問介護を利用可能にする必要性

イ 通勤時の移動支援の在り方に対する厚生労働省の見解

ウ 障害者就業・生活支援センターに対する国の支援を手厚くする必要性

エ 障害福祉サービス等の報酬全体を引き上げる必要性

大隈和英君（自民）

（1）国の行政機関における障害者雇用数の不適切計上問題を踏まえた具体的な改善策及び成果

（2）障害者雇用における量から質の向上に向けた取組状況

（3）新たな障害者活躍推進計画の策定・実施等をチェックする省庁横断的な体制の必要性

（4）労働と福祉の連携によるワンストップサービス化及び既存の就労支援策の充実の必要性

（5）霞が関の府省に勤務する障害者の増加に備えた交通機関のバリアフリー化並びに大規模災害時における避難方法及び帰宅マニュアルの整備状況

（6）世界一障害者の働きやすい国とすることに向けた上野厚生労働大臣政務官の決意

榊屋敬悟君（公明）

（1）各府省の障害者採用計画関係

ア 採用者数の現状及び採用予定数に対する進捗状況

イ 障害者選考試験以外の採用者は各府省採用の非常勤職員であることの確認

ウ 法定雇用率未達成の場合の予算面での対応関係

a 本年度から未達相当額を職場の環境整備等に活用する必要性

b 未達相当額の活用は令和3年度予算からとなることの確認及び令和2年度の補正予算から活用

- できる可能性の有無
- c 採用者増で生じた課題解決に向けて早急に対応する必要性
 - エ 公務部門における採用者増により影響が生じた民間企業への対応策
- (2) 障害者手帳を持たない難病患者関係
 - ア 障害者雇用促進法上の位置付け
 - イ 障害者雇用促進法による支援の対象となることの確認
 - ウ 障害者雇用率の算定対象とはならないことの確認
 - エ 障害者手帳を持つ障害者と待遇の差が生じている事例についての厚生労働省の所見

初鹿明博君（立憲）

- (1) 麻しんの予防接種関係
 - ア 麻しんの抗体保有率が95%以上であるとする厚生労働省の根拠の妥当性
 - イ 東京オリンピック・パラリンピックを控えてワクチン接種率が低い状況を改善させる必要性
- (2) 新卒の保育士に係る放課後等デイサービスの加配加算について保育士登録見込みの者を算定の対象として加算の届出申請を受理するよう検討する必要性
- (3) 国等の機関の大量採用により法定雇用率を下回った民間事業主に対しては障害者雇用納付金の支払義務を一定期間免除する必要性
- (4) 一般就労中の障害者でも地方自治体が必要と認めた場合に可能となる就労継続支援事業B型の利用を促進する必要性
- (5) 国等の機関に採用された障害者に対する障害者就業・生活支援センターの就業支援員による職場定着支援関係
 - ア 雇用保険の対象となっている非常勤職員まで支援の対象外とすることへの疑問
 - イ 有償であっても適切に支援を受けられるよう予算措置を行う必要性

堀越啓仁君（立憲）

- (1) 各府省の障害者採用において選考試験を実施している理由及び試験に拠らない採用方法を検討する可能性の有無
- (2) ステップアップ制度及びプレ雇用制度は採用の障害者が対象であることの確認
- (3) 障害者雇用推進者及び障害者職業生活相談員の選任及び配置の方法
- (4) 身体、知的及び精神の3障害種別ごとのジョブコーチ制度を早急に確立する必要性
- (5) 障害者の定着支援のために各府省において精神保健福祉士、作業療法士、心理士、看護師等の専門スタッフを活用する必要性
- (6) ジョブコーチ及び精神障害者の就労支援の専門家であるエンプロイメント・スペシャリスト（ES）を医療機関に配置する必要性

尾辻かな子君（立憲）

- (1) 各府省の障害者採用計画関係
 - ア 計画の具体的内容及び計画期間
 - イ 採用者数の現状及び障害種別、常勤・非常勤別の内訳
 - ウ 身体障害者の障害部位別の受験状況及び採用状況
 - エ 離職率が高いとされる精神障害者の定着促進のための取組内容
 - オ 今回採用された障害者が離職した場合の理由等を把握する必要性
 - カ 非常勤職員として採用された者が常勤職員に転換する方法

- キ 非常勤のうち期間業務職員として採用された者の割合
- ク 採用された障害者が適切な業務を割り当てられない懸念
- ケ 短期間での大規模採用による影響を検証する必要性
- (2) 障害者雇用推進者及び障害者職業生活相談員関係
 - ア 養成方法、配置の時期及び保有することが望ましい資格
 - イ 各府省及び地方自治体での具体的な配置の仕方及び人数
 - ウ 施行まで3か月という期間の短さの妥当性
- (3) 性同一性障害が「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」における障害に該当することの確認

池田真紀君（立憲）

- (1) 障害者雇用に対する各府省の職員の認識を改める必要性及び研修の有無
- (2) 各府省の障害者採用計画関係
 - ア 選考試験による採用者の障害種別の詳細な内訳を把握する必要性
 - イ 選考試験を実施するに当たって参考にした事例
 - ウ 採用者の意見を反映して試験方法を改善する必要性
 - エ 選考試験の結果及び採用者の状況を公表する必要性
 - オ 非常勤職員又はテレワークの選択が多い理由と障害者は非常勤職員を希望していると決めつけている懸念
- (3) 障害福祉サービスに「就労のための介助」を創設する必要性

吉田統彦君（立憲）

- (1) 多様な働き方を選択できる社会の実現を目指す働き方改革と本法律案との関係性
- (2) 障害者雇用数の不適切計上問題における視覚障害者を裸眼視力で判断して計上していた事例関係
 - ア 当該事例の妥当性についての厚生労働大臣の見解
 - イ 厚生労働省においては当該事例はないことの確認
 - ウ 裸眼視力 0.1 以下、矯正視力 1.0 の者を視覚障害者と考えることの農林水産、総務、経済産業、環境、国土交通の各副大臣の見解
 - エ 各副大臣が当該事例を意図的な水増しであったと認める必要性
 - オ 当該事例は意図的な水増しとの指摘に対する厚生労働大臣の見解
- (3) 障害種別からみた雇用促進関係
 - ア 障害種別による雇用状況の違いに対する厚生労働大臣の現状認識及び本法の改善効果
 - イ 精神障害者が症状を回復して手帳を返納した数及び厚生労働省の認識
 - ウ 精神障害者が手帳を返納した場合はその分を別の精神障害者の雇用につなげていく必要性
 - エ 民間企業において障害の程度別にバランスよく雇用してもらうための方策
 - オ 障害の種類や程度に応じてバランスよく雇用すべきとの考えに対する厚生労働大臣の見解

小宮山泰子君（国民）

- (1) 旧優生保護法一時金支給法関係
 - ア 法成立後に公表された内閣総理大臣及び厚生労働大臣の談話の真意
 - イ 一時金の金額についての厚生労働大臣の所感
 - ウ 優生手術等に関する国会の調査の充実のために厚生労働省が積極的に協力する必要性
- (2) 国の行政機関における障害者雇用数の不適切計上問題の原因についての厚生労働省の見解

- (3) 各府省の障害者採用計画関係
 - ア 国の行政機関における採用者のうち民間企業から転職した者の割合
 - イ 各府省で職場への定着に向けた取組を担当する部署及び具体的なフォローアップ方法
 - ウ 各府省での障害者への合理的配慮に伴う財政的な責任の所在及びその権限の根拠
- (4) 在宅就労時も訪問介護を受けられるさいたま市の重度障害者就労支援事業についての厚生労働省の見解
- (5) 就労時における障害福祉サービスの利用を認めるべきとの意見に対する厚生労働大臣の見解
- (6) 障害者雇用率の対象となる障害者の範囲とともに法定雇用率の仕組みを諸外国の状況等を勘案して見直す必要性

山井和則君（国民）

- (1) 各府省の障害者採用計画関係
 - ア 厚生労働省における知的障害者の割合（1.9%）に対する厚生労働大臣の認識及び今後の採用方針
 - イ 知的障害者採用の数値目標を設定する必要性
- (2) 社会保障関係
 - ア 医療保険や介護保険の利用における自己負担増を伴う法改正の可能性の有無
 - イ 消費税増税を行う一方で社会保障の給付抑制や利用者負担増を行うことの妥当性
- (3) 障害福祉サービスの利用における自己負担増を伴う法改正の可能性の有無
- (4) 年金積立金管理運用独立行政法人（G P I F）における保有資産の損失リスク関係
 - ア 変更前の計算方法による損失リスクの値のG P I Fの業務概況書における公開の有無
 - イ 計算方法の変更前の損失リスクの値を公開しない理由
 - ウ 信頼水準が84%である損失リスク計算方法を用いる根拠
 - エ 平成30年度のストレステストの結果を公表することの確認
- (5) 障害福祉サービスの食事提供体制加算の廃止や減額を伴う法改正の可能性の有無
- (6) 厚生労働大臣の日程に関する文書の保管期間及びその根拠並びに即日廃棄となった期日

高橋千鶴子君（共産）

- (1) 平成30年度国家公務員障害者選考試験関係
 - ア 合格者754人の障害種別ごとの割合
 - イ 合格者における知的障害者の割合が低い結果となったことは予想された事態であったとの指摘に対する厚生労働省の所感
 - ウ 受験上の配慮を申し出た受験者の割合及び得られた配慮の具体的内容
 - エ 選考試験以外の採用における障害に応じた配慮の把握状況
 - オ 各府省の採用時における合理的配慮の状況を厚生労働省が把握する必要性
- (2) 障害者雇用推進者及び障害者職業生活相談員の各府省に配置予定の人数及び選任される者の具体的な能力
- (3) 難病患者及び発達障害者関係
 - ア 難病患者及び発達障害者を障害者雇用率算定の対象外としている理由
 - イ 難病法の施行に伴う経過措置の終了後に医療費助成の対象外となった者等の受療動向の変化の状況
 - ウ 実態調査における難病患者の就労状況

串田誠一君（維新）

- (1) 国及び地方公共団体は自ら率先して障害者を雇用するよう努めなければならないと規定した理由
- (2) 国において障害者雇用数の不適切計上に対する自浄作用が働かなかった原因
- (3) 障害者活躍推進計画における取組例として挙げられているバリアフリー化、音声読上げソフト、筆談支援機器等の充足状況
- (4) 障害者雇用推進者及び障害者職業生活相談員に求められる資質及び能力
- (5) 障害者職業生活相談員に気楽に相談できる体制整備の必要性
- (6) 障害者雇用推進者の選任を国及び地方公共団体の全ての機関に義務付ける理由
- (7) 国等の各機関において障害者雇用に関するノウハウが不足している部署及びその内容
- (8) 障害者を受け入れる側の戸惑いへの対応策
- (9) 公共職業安定所への届出が義務付けられる障害者の免職事由
- (10) 週所定労働時間20時間未満の雇用障害者に係る特例給付金制度の考え方
- (11) 障害者雇用に関する優良な中小事業主として認定された場合の公共調達における加点評価のメリットの内容
- (12) 各府省の法定雇用率達成に向けた厚生労働大臣の意気込み

中島克仁君（社保）

- (1) 障害者優先調達推進法関係
 - ア 対象を民間企業に拡大する必要性
 - イ 各府省における調達方針の目標の達成は契約額で判断することの確認
 - ウ 対象となる「障害者就労施設等」に該当する施設、団体の範囲の確認
 - エ 対象外の施設からの調達を実績に含めていないことの確認
 - オ 厚生労働省における物品及び役務の調達額に占める障害者就労施設等からの調達額の割合
 - カ 前年度の実績を上回るという目標では2年前以前との比較で減少しても達成したことになることの是非
 - キ 物品及び役務の調達額に占める障害者就労施設等からの調達額の割合が0.86%という厚生労働省の実績に対する評価
- (2) 障害者の視点を政策立案に反映する仕組みを各府省で共有するための厚生労働省の取組内容